

歯科衛生士の倫理綱領について

(策定の趣旨)

口腔の健康は、健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしている。

歯科衛生士は国の免許によって歯科衛生の専門職として認められ、口腔の健康の保持増進への取り組みを通して、人々の健康な生活の実現に貢献することを使命としている。

口腔の健康は、乳幼児期から高齢期まで、健康な時も、病気の時も、障がいがあっても、要介護の状態にあっても、すべてのライフステージにおける健康課題であることは明らかであり、超高齢社会において、健康と生活の質を確保する上で、口腔健康管理を専門的に支援する歯科衛生士の役割は、以前にも増して重要性が高まっている。

その一方で、歯科医療技術の進歩や高度化にともなう人々の価値観の多様化、権利意識の高まりなどにより、歯科専門職として、多くの倫理的課題に直面するようになった。

そのような中、歯科衛生士が専門職としての責務を果たすためには、歯科衛生業務の基礎となる知識・技術の習得はもとより、科学的根拠に基づく業務の実践とともに、高い倫理性を備えることが不可欠であり、業務実践の倫理的課題に対する基本姿勢を明示することが重要となっている。

そこで、日本歯科衛生士会は、業務実践の行動指針として「歯科衛生士の倫理綱領」（以下「倫理綱領」という。）を策定し、提示することとした。

(経緯)

倫理綱領を策定するに当たり、「歯科衛生士の倫理綱領策定に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設

置した。検討会に先立ち準備委員会を開催し、各種関連資料を参照のうえ倫理綱領の基本的事項について検討を行い、原案を取りまとめた。検討会では準備委員会から提出された倫理綱領の原案を基に鋭意審議のうえ成文化し、最終案を作成した。最終案は、都道府県歯科衛生士会会長会（平成31年2月16日開催）においてヒアリングを行い、その結果に基づき、検討会において原案を確定し、理事会の承認を得た。この間、準備委員会は平成30年7月から8月にかけて2回開催、検討会は同年11月から翌年3月にかけて2回開催され、併せて数回にわたるメール会議を行った。

このような経緯を経て、令和元年度定時代議員会（6月16日開催）に「歯科衛生士の倫理綱領（案）」が上程され、決議・採択された。

なお、国際歯科衛生士連盟（IFDH）倫理綱領（2004年7月、スペイン・トレドで開催された代表者会議において採択）は、日本歯科衛生士会策定の倫理綱領の基礎となり、その基本姿勢と価値観を共有している。また、多職種連携における倫理的課題を視野に入れ、共有できる指針となるよう配慮した。

倫理綱領は、現実の歯科衛生業務に適用されてはじめて、生きた文書としての意味を持つ。歯科衛生士の基礎教育において、また、卒後の職業生活のあらゆる場面において、自己の実践を振り返る基準として深く理解し、身につけていくことが期待される。

本倫理綱領は、「前文」「条文」および「解説」から成り立っており、16の項目は、歯科衛生業務の遂行に際し、「守るべき価値と義務」（1～6）、「求められる努力」（7～12）、「基礎となる心身の健康と道徳的意識および組織的取り組み」（13～16）の3つの要素で構成されている。以下、全文を紹介する。

歯科衛生士の倫理綱領

(公益社団法人日本歯科衛生士会)

前文

口腔の健康は、健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしている。

歯科衛生士は、人々の歯科疾患を予防し、口腔衛生の向上を図ることにより、口腔の健康の保持増進に貢献することを使命としている。

歯科衛生士は、免許によって歯科衛生の専門職として認められた者であり、あらゆる人々に対して、生涯を通じた歯科疾患の予防とともに、口腔衛生管理、口腔機能管理による口腔健康管理を提供し、人生の最期まで、その人らしく生きることを支援する。

歯科衛生業務は、人の生きる権利、尊厳を保つ権利および平等に口腔健康管理の支援を受ける権利などの人権を尊重し、信頼関係に基づいて遂行されなければならない。

歯科衛生士の倫理綱領は、病院、診療所、介護・福祉施設、地域、事業所、企業、教育養成機関、研究機関、行政機関など、あらゆる場において、歯科衛生業務を実践するための行動指針であり、同時に、歯科衛生士としての基本的な役割と責務を社会に対して明示するものである。

条文

1. 歯科衛生士は、人の生命、人格、人権を尊重する。
2. 歯科衛生士は、平等、公平、誠実に業務を遂行する。
3. 歯科衛生士は、十分な説明と信頼関係に基づき業務を遂行する。
4. 歯科衛生士は、人々の知る権利および自己決定の権利を尊重し、擁護する。
5. 歯科衛生士は、守秘義務を遵守し、個人情報保護に努める。
6. 歯科衛生士は、対象となる人の口腔の健康が阻害され危険にさらされているときは、その人を保護し、安全を確保する。
7. 歯科衛生士は、歯科衛生士法および関係諸法令を遵守し、業務の質および自律性の確保に努める。
8. 歯科衛生士は、自己研鑽に励み、専門職としての能力の維持向上・開発に努める。
9. 歯科衛生士は、他の保健医療福祉関係者と連携・協働し、適切な口腔健康管理の確保に努める。
10. 歯科衛生士は、業務の質を高めるために望ましい基準を設定し、実施する。
11. 歯科衛生士は、業務の実践や研究を通して歯科衛生学の発展に寄与する。
12. 歯科衛生士は、対象となる人の不利益を受けない権利、プライバシーを守る権利を尊重する。
13. 歯科衛生士は、より質の高い業務を実践するため、健康的な職業生活の実現に努める。
14. 歯科衛生士は、社会や人々の信頼を得るよう、個人としての品行を高く維持する。
15. 歯科衛生士は、健康に関連する環境問題について社会と責任を共有する。
16. 歯科衛生士は、口腔の健康を保持増進するための制度や施策を推進するため、専門職組織を通じて行動し、よりよい社会づくりに貢献する。

解説

1. 歯科衛生士は、人の生命、人格、人権を尊重する。

歯科衛生士の基本的役割は、口腔の健康の保持増進に必要な口腔健康管理を支援し、全身の健康の保持増進および生活の質の確保に努めることである。そのため、いかなる状況においても、人の生命、人格、人権および人としての尊厳が守られることを基本とし、行動する。

2. 歯科衛生士は、平等、公平、誠実に業務を遂行する。

すべての人々は、口腔健康管理の支援を受ける権利を有している。歯科衛生士は、国籍、人種、民族、宗教、信条、性別や性的指向、年齢、生活習慣および社会的地位や経済状態によって差別することなく、平等、公平、誠実さに基づいて口腔健康管理を支援するために、歯科衛生業務を遂行する。

3. 歯科衛生士は、十分な説明と信頼関係に基づき業務を遂行する。

歯科衛生士は、対象となる人との信頼関係に基づいて業務を遂行する。自らの実践について理解と同意が得られるよう十分な説明を行い、実施結果に責任を持つことを通して信頼関係を築き、発展させるよう努める責任がある。また、口腔健康管理を支援する過程においては、対象となる人の意向が反映されるように、積極的な参加を促すことに努める。

4. 歯科衛生士は、人々の知る権利および自己決定の権利を尊重し、擁護する。

人々は自己の口腔の健康状態を知る権利や口腔健康管理の支援について選択する権利を有している。そのため、対象となる人に対して、口腔健康管理に関する十分な情報を提供し、自己決定の機会を保障するように努める。診療録や業務記録などの開示の求めに対しては、施設内の指針等に則り誠意をもって応じる。

5. 歯科衛生士は、守秘義務を遵守し、個人情報の保護に努める。

歯科衛生士は、専門的な立場で口腔健康管理を適切に支援するため、対象となる人の口腔状況や生活習慣、あるいは身体面、精神面、社会面にわたる個人的な情報を得る機会が多い。個人的な情報を得る際には、利用目的について説明し、守秘義務を遵守する。診療録や業務記録など、個人情報の取り扱いには細心の注意を払い、情報漏えいの防止対策を講じる。多職種連携などにおいて他の保健医療福祉関係者との間で情報を共有する場合は、適切な判断に基づいて行う。

6. 歯科衛生士は、対象となる人の口腔の健康が阻害され危険にさらされているときは、その人を保護し、安全を確保する。

歯科衛生士は、対象となる人が、常に、適切な口腔健康管理の支援を受けられるように配慮する。しかし、他の関係者によって口腔健康管理が阻害され危険にさらされているとき、または不適切な判断や行為が懸念されたときは、その人を保護し、安全を確保するために働きかけを行い、適切な手段によって問題を解決するために行動する。歯科衛生士が、職場において管理・指導できる立場でなくても、その懸念を提起し、問題を共有し、解決に向けて行動する。

また、歯科衛生士の行為が対象となる人を傷つける可能性があることも含めて、口腔健康管理の支援の状況におけるいかなる害の可能性にも注意を払い、危険予防に努める。

7. 歯科衛生士は、歯科衛生士法および関係諸法令を遵守し、業務の質および自律性の確保に努める。

歯科衛生士は、自己の責任と能力を的確に認識し、口腔健康管理に必要な歯科衛生業務を行い、実施した業務とその結果について責任を負う。責任の範囲は歯科衛生士法および関係諸法令に規定されており、法的責任を超える業務は行わない。自己の能力を超えた業務を求められた場合は、自ら進んで指導や支援を受けて実践能力を高め、場合によっては業務の変更を求めるなど、提供する歯科衛生業務の質および自律性の確保に努める。

歯科衛生士は、歯科衛生士法および関係諸法令を遵守し、適正な業務を実施する。

8. 歯科衛生士は、自己研鑽に励み、専門職としての能力の維持向上・開発に努める。

歯科衛生士は、歯科医学・医療の進歩ならびに社会的価値の変化にともない、多様化する口腔健康管理へ

のニーズに対応した臨床実践能力を高めるため、個人の責任として研鑽に励み、専門職としての能力の維持向上・開発に努める。そのため、自施設の現任教育のほか、歯科衛生士会等が実施する様々な継続教育のプログラムや学会および各種研修など、継続学習の機会を積極的に活用し、専門職としての自己研鑽に努める。

9. 歯科衛生士は、他の保健医療福祉関係者等と連携・協働し、適切な口腔健康管理の確保に努める。

歯科衛生士は、他の歯科専門職および保健医療福祉関係者等と連携・協働し、相互理解のもと、より質の高い口腔健康管理を提供するように努める。連携・協働に際しては、専門職としての相互理解に基づく緊密な協力関係を築き、目的と情報を共有し、対象となる人に適切な口腔健康管理が確保できるよう最善を尽くす。

10. 歯科衛生士は、業務の質を高めるために望ましい基準を設定し、実施する。

歯科衛生士は、歯科衛生業務の質を高めるために、実践、管理、教育、研究の望ましい基準を設定し、実施する。

歯科衛生業務の基準は、実践面では実践内容や実践方法などを規定し、管理面では実践を可能とする人材育成プログラム、業務管理、安全管理、情報管理、物品管理など施設内の環境整備について規定する。また、教育面では教育内容、教育環境および教育資源などについて規定し、研究面では研究内容およびその優先性の検討、研究方法や研究成果の提示に関する手続きなどについて規定する。

このような基準の設定は組織的に行い、個人あるいは組織としてその基準を満たすように努め、評価基準として活用する。また、社会の変化や人々のニーズに対応させて、適宜改訂する。

11. 歯科衛生士は、業務の実践や研究を通して歯科衛生学の発展に寄与する。

歯科衛生士は、常に、業務の実践や研究により得られた最新の知見を活用し、より質の高い業務の実践を目指すとともに、開発された新たな知識・技術の蓄積に最善を尽くし、歯科衛生学の発展に寄与する。また、開発された技術の利用が、人々の安全の確保、尊厳の維持、権利の保障と確実に両立するように努める。

12. 歯科衛生士は、対象となる人の不利益を受けない権利、プライバシーを守る権利を尊重する。

歯科衛生士は、業務の実践や研究において、対象となる人の不利益を受けない権利、完全な情報公開を得る権利、自分で判断する権利、プライバシー・匿名性・機密性を守る権利を尊重し、保障するように努める。また、自分の利益と歯科衛生士としての義務が相反する場合は、対象となる人の福祉と権利を尊重し、守る。

13. 歯科衛生士は、より質の高い業務を実践するため、健康的な職業生活の実現に努める。

人々の口腔健康管理を支援する歯科衛生士は、心身の健康を基盤として業務を実践する。そのため、自らの健康の保持増進に努め、職業生活と私生活および活動と休息のバランスを保つように努める。また、歯科衛生士がその職責にふさわしい処遇を得て業務に従事できるよう、労働条件や職場環境を整えるとともに、医療安全、感染予防、被曝防止、暴力やハラスメントからの保護など、健康的な職業生活を実現するための安全の確保やリスクマネジメントに組織的に取り組む。

14. 歯科衛生士は、社会や人々の信頼を得るよう、個人としての品行を高く維持する。

歯科衛生士は、社会や人々の信頼なくしてその役割を果たすことはできない。歯科衛生士に対する信頼は、専門的な知識・技術のみならず、誠実さ、礼節、品性、清潔さ、謙虚さなどとともに、深い教養や社会常識に支えられた行動によるところが大きい。

歯科衛生士は、専門職としての使命や責任を自覚し、個人としての品行を高く維持するように努める。

15. 歯科衛生士は、健康に関連する環境問題について社会と責任を共有する。

歯科衛生士は、人々が健康で文化的な生活を享受する権利を擁護することが求められる。それゆえ、健康を促進する環境を整備し、自然環境や社会環境の悪化に関連する問題についても社会と責任を共有し、解決に努める。医療廃棄物についても、その適正な処理および処理過程などを通して、保健医療福祉活動による環境破壊を防止する責務を果たすとともに、人々の健康を保持増進するための環境保護に取り組む。

16. 歯科衛生士は、口腔の健康を保持増進するための制度や施策を推進するため、専門職組織を通じて行動し、よりよい社会づくりに貢献する。

歯科衛生士は、いかなるときであっても、人々がより高い水準で口腔の健康を獲得できるよう、社会の変化と人々のニーズに対応した法制度の確立や保健医療福祉に関わる施策の推進に努める。これらの実現を目指して、専門職組織である歯科衛生士会などの活動を通じて行動し、よりよい社会づくりに貢献する。

「歯科衛生士の倫理綱領」は、令和元年（2019）6月16日に開催された公益社団法人日本歯科衛生士会定時代議員会において決議され、採択された。

「歯科衛生士の倫理綱領策定に関する検討会」委員

（敬称略，※準備委員兼任，○印 委員長）

合場千佳子※ 日本歯科大学東京短期大学 歯科衛生学科教授
全国歯科衛生士教育協議会理事

○金澤 紀子※ 日本歯科衛生士会 顧問

鶴田 潤※ 東京医科歯科大学 統合教育機構准教授

吉田 幸恵※ 神戸常盤大学短期大学部 口腔保健学科教授

白土 清司 日本歯科医療管理学会理事長

森戸 光彦 鶴見大学名誉教授